

# 固定資産現所有者申告書

年 月 日

登別市長様

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、登別市税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。

被相続人等(固定資産の所有者)	フリガナ		死亡年月日
	氏名		年 月 日
	住所		

現所有者代表	フリガナ			被相続人等(固定資産の所有者)との続柄
	氏名		印	
	住所			
	生年月日	年 月 日	電話番号	- -

※以下の欄には、現所有者代表の方以外の相続権を有する方を記載してください。  
記入欄が不足する場合は、裏面または本紙をコピーしご利用ください。

現所有者	フリガナ			被相続人等との続柄
	氏名			
	住所			
	フリガナ			被相続人等との続柄
	氏名			
	住所			
	フリガナ			被相続人等との続柄
	氏名			
	住所			
	フリガナ			被相続人等との続柄
	氏名			
	住所			
	フリガナ			被相続人等との続柄
	氏名			
	住所			

## 固定資産現所有者申告書（裏面）

現所有者	フリガナ		被相続人等との続柄	
	氏名			
	住所			
	フリガナ		被相続人等との続柄	
	氏名			
	住所			
	フリガナ		被相続人等との続柄	
	氏名			
	住所			
	フリガナ		被相続人等との続柄	
	氏名			
	住所			
	フリガナ		被相続人等との続柄	
	氏名			
	住所			
	フリガナ		被相続人等との続柄	
氏名				
住所				
フリガナ		被相続人等との続柄		
氏名				
住所				

（関係法令）

地方税法第343条第1項（抄）

固定資産税は、固定資産の所有者に課する。

地方税法第343条第2項（抄）

所有者とは、所有者として登記または登録されている個人が賦課期日前に死亡しているときは、同日において当該土地または家屋を現に所有している者をいう。

地方税法第384条の3（抄）

市長は、土地または家屋について、所有者として登記または登録されている個人が死亡している場合における所有者（以下「現所有者」という。）に、現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる。

市税条例第74条の3（抄）

現所有者は、現所有者であることを知った翌日から3月を経過した日までに「固定資産現所有者申告書」を市長に提出しなければならない。